

衆議院文部科学委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 3 月 24 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 橋委員長から資料要求について発言がありました。

2 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案（内閣提出第 19 号）
・萩生田文部科学大臣、橋本國務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）、
中野経済産業大臣政務官、和田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）城井崇君（立国社）、菊田真紀子君（立国社）、山本和嘉子君（立国社）、畑野君枝君（共産）、
森夏枝君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

城井崇君（立国社）

（1） 新型コロナウイルス感染症への対応

ア 小・中・高等学校等の再開

a 学校の再開に向けた方針及び一斉臨時休業の要請を解除する理由

b 複数の地方公共団体が学校再開の判断材料とする「学校に起因する感染がない」という基準と、
文部科学省が発出した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」との整合性

c 学校の再開に当たり都道府県の衛生部局と相談した上で判断することを、国として指導・助言する必要性

d 学校における手洗いや消毒に関する取組基準を示す必要性

イ 学校の臨時休業中におけるオンライン学習のための環境を整備する必要性

ウ 学習塾等が示した新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインに対する経済産業省の評価及び
同対策に係る支援

エ 感染症危険情報のレベルの引上げにより影響を受ける海外留学中の日本人学生に対する支援の
必要性

オ 全国的なスポーツ・文化イベントの自粛要請

a 要請を継続することの確認

b 自粛による損失への補償及びイベント再開に向けたガイドライン策定等の支援の必要性

（2） 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」

ア 文化財の活用を推進する方針により、文化財の保存が軽視される懸念に対する萩生田文部科学大
臣の見解

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、訪日外国人旅行者数等の目標を見直す必要性

ウ 共通乗車船券等に係る事業者に対する手続緩和措置

a 新型コロナウイルス感染症の収束前後のそれぞれの段階における、同措置による観光旅客の移
動の利便性増進への効果

b 「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」による緩和措置の効果
及び本法律案における同措置との相違

エ 地方公共団体による文化財の登録の提案を可能とする特例

a 文化財及び地域の知名度の向上等への効果

b 「文化財保護法」による特例の効果及び本法律案における同特例との相違

オ 認定を受けた拠点計画及び地域計画に基づき実施される事業

a 同事業に係る予算執行の時期

b 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期される場合に、延期後の大会前に予

算執行が間に合うか否かの確認

- c 同事業に対する財政的支援の法的根拠が、本法第 18 条第 1 項に定める「その他の援助」であることの確認
- d 財政的支援を本法律案に明記することなく、「その他の援助」と定める理由
- カ 文化観光拠点施設を中核とした地域の文化観光推進体制
 - a 令和 2 年 4 月に文化庁に新設される文化観光担当参事官の人数及び所掌する事業の予算額
 - b 同事業により支援を受ける博物館等の数
 - c 公立博物館に対する財政的支援を充実させる必要性に対する萩生田文部科学大臣の決意
- キ 祭りや伝統芸能等の無形の文化的所産の運営等に係る経費を、本法律案による財政的支援の対象に含める必要性

菊田真紀子君（立国社）

- (1) 聖マリアンナ医科大学医学部における入学者選抜
 - ア 令和 2 年 1 月 17 日に第三者委員会が公表した調査報告書を受けた文部科学省の対応
 - イ 同大学に交付された令和元年度及び 2 年度の私立大学等経常費補助金の金額及び交付理由
 - ウ 調査報告書を踏まえ同大学を厳正に処分するとともに、同大学が国民に対する説明責任を果たす必要性に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (2) 日本遺産事業
 - ア 事業概要、事業目的、認定総数及び補助金の総額
 - イ 日本遺産の各認定地域が策定する地域活性化計画の達成状況
 - ウ 同事業を対象とした財務省による平成 30 年度予算執行調査
 - a 調査の概要及び結果
 - b 事業の持続可能性に向けた仕組みを検討する必要性等、財務省の指摘を踏まえた文化庁の対応
 - エ 日本遺産ポータルサイトにおける情報発信が不十分であるとの指摘に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (3) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」
 - ア 博物館クラスター形成支援事業
 - a 平成 30 年度及び令和元年度における予算額及び予算上の補助件数
 - b 令和元年度に事業名を変更した理由
 - c 同事業への申請件数が増加しない理由
 - イ 令和 2 年度から開始される博物館等を中核とした文化クラスター推進事業
 - a 既存の博物館クラスター形成支援事業との相違点
 - b 既存の博物館クラスター形成支援事業に採択された事業が同事業に移行できることの確認
 - c 運営費交付金の交付を受ける国立美術館等が、本法律案において地方公共団体等に対し助言や援助を行うよう位置付けられる一方、同事業の対象となり得ることについての萩生田文部科学大臣の見解
 - d 対象件数を 25 件とした理由及び 1 件当たりの財政支援額を 5 千万円程度とした根拠
 - e 同事業の財政支援を受ける文化施設と受けられない文化施設との支援格差の拡大に対する文化庁の対応策
 - f 日本遺産事業の例を踏まえ、持続可能性の高い事業とするための文化庁の取組
 - g 真に支援を必要とする規模の小さい地方公共団体等が同事業の支援対象になり得ないとの懸念に対する萩生田文部科学大臣の見解
 - ウ 本法律案の基となる報告書を取りまとめた「文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議」の座長の選出に係る経緯及び公平性・中立性が担保された人選であったかの確認
 - エ 中小規模の博物館全般に対する今後の支援の在り方

山本和嘉子君（立国社）

（１） 新型コロナウイルス感染症への対応

- ア 令和２年３月１９日の専門家会議で示された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」内の「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」における感染状況別地域３分類に当たる具体の地域
- イ 厚生労働省が感染拡大傾向にある地方公共団体に対して非公式に示している感染者数の予測の試算を広く国民に公表する必要性
- ウ オーバーシュート（感染者の爆発的な増加）発生の危険性のある都道府県の判断基準
- エ 専門家会議が示した基本的な考え方における「地域」の定義
- オ 文部科学省が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の内容
- カ 緊急対応策（第２弾）に盛り込まれた特別貸付制度等における実質無利子無担保の融資について、オーストラリアのHECS制度（いわゆる「学費後払制度」）のように支払い能力に応じて返済額を軽減するような制度を導入する必要性

（２） 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に対する新型コロナウイルス感染症の影響

- ア オリンピック憲章における大会延期に係る規定
- イ 大会延期の事例の有無
- ウ 国際オリンピック委員会（IOC）が大会開催に係る結論を出す期間として示した今後４週間に政府として検討する内容
- エ アスリートの不安払拭に向けた対応

（３） 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」

- ア 本法律案が地域における様々な文化施設への観光推進を目指すものであることの確認
- イ 観光地域づくり法人（DMO）が「文化観光推進事業者」に当たるか否かの確認
- ウ 「文化観光拠点施設」の設置者として、統一的なテーマの下での複数の者による共同申請が認められるか否かの確認
- エ 「文化資源」に名勝地やジオパークにおける記念物等の自然文化遺産が含まれるか否かの確認

畑野君枝君（共産）

新型コロナウイルス感染症への対応

- ア 小・中・高等学校等の再開
 - a 学校の再開に向けた文部科学省の対応状況
 - b 各家庭で行うこととされている検温やマスクの準備等に対して国及び地方公共団体が支援する必要性
 - c 学校再開後の教育活動が児童生徒の過度な負担とならないよう配慮する必要性
- イ 令和２年度の全国学力・学習状況調査は延期ではなく中止とする必要性
- ウ 学校の一斉臨時休業の影響により中止又は延期された文化芸術の鑑賞や修学旅行等のキャンセル料等を国が負担する必要性
- エ 教職員定数を抜本的に改善し少人数学級を実現させる必要性
- オ 特別支援学校の教室不足等の改善に向け当該学校の設置基準を策定する必要性
- カ 放課後等デイサービス
 - a 実施事業者に対する直接的な支援を検討する必要性
 - b 人員の配置基準を見直す必要性

- (1) 文化庁の京都移転
 - ア 意義及び期待される効果
 - イ 移転に向けた準備の進捗状況
- (2) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」
 - ア 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（2020年東京大会）が延期もしくは中止された場合に「基本方針」や「地域の文化観光を推進するための措置」等に影響を及ぼす可能性
 - イ 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大状況を踏まえた上で文化観光の宣伝を行う必要性
 - ウ 文化観光の推進に係る重点地域を設定する考えの有無
 - エ 2020年東京大会開催期間中における東日本大震災の被災地域に対する文化観光面での復興支援策
 - オ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光事業者への支援策
 - カ インバウンド需要に頼りすぎている現在の観光業の課題及び改善点並びに改善に向けた支援策
 - キ 新型コロナウイルス感染症拡大収束後の観光需要の喚起策
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応
 - ア 学校の一斉臨時休業によりストレスを抱える児童生徒に対する心身のケア等の必要性
 - イ 大型連休を目途に国内旅行やイベントの実施が可能となるよう対策を講じる必要性